

ウィッグ、乳房補正具 購入費助成制度のご案内



神崎市では、がんの治療を受けている皆さまの社会参加を応援するためにウィッグ（かつら）や乳房補正具の購入費用の一部を助成します。

助成を受けることができる人

助成の対象となる方は、次の項目すべてに該当する方です。

1. 申請日時時点で、神崎市に住民登録がある人
2. 外見の変化を伴う治療方法で、がんの治療を受けている方又は過去に治療を受けた方

助成の対象となる費用

購入から1年以内の補正具購入費用

- ①医療用ウィッグ（前頭、装着時に必要な頭皮保護用ネットを含む）、帽子（毛付き帽子等）
- ②乳房補正具（補正下着、補正パッド、人口乳房）

対象金額

左の①②それぞれ

- ・購入金額の1/2または、2万円のいずれか少ない方の金額
- ・助成対象者一人につき1年度ごとに2万円まで申請可能

申請の方法

申請に必要な書類など

- 神崎市アピアランスケア支援事業助成金交付申請書（様式第1号）
- 神崎市アピアランスケア支援事業助成金交付請求書（様式第2号）
- 補正用具を購入したことが分かる領収書等のコピー
- がんの治療により補正具が必要であることが分かる書類のコピー
お薬手帳、診療明細書、治療方針計画書、手術同意書、医師の診断書など
- 振込口座通帳の写し
- 委任状 ※申請者と助成対象者が異なる場合
- 窓口に来られる方の本人確認書類

令和4年4月1日以降購入のものに限ります。

申請に必要な書類がそろったら、窓口又は郵送で申請してください。
なお、申請期限は、購入後1年以内です。

申込先・お問合せ

〒842-8601 神崎市神崎町鶴3542番地1
神崎市役所 健康増進課 健康増進係
TEL0952-51-1234